

# 矢掛町空き家改修補助金とは？

平成33年度までの制度です。

居住を目的とした空き家の、改修費用の**2分の1**を町が補助する制度です。  
**上限150万円**です。（千円未満の端数がある場合は切り捨て）

上限額150万円の**内50万円**は、登録時改修で利用できます。

※補助対象工事のみ。他の補助金（矢掛町空き家活用新規創業支援事業補助金を除く）の交付を受けた場合は、上限額150万円から差し引いた額が上限となる。



## 【補助対象工事】※原則として町内業者に限る

- ・ 台所，浴室，便所，洗面所等の改修
- ・ 内装，屋根，外壁等の改修
- ・ 給湯設備工事，電気設備工事，換気設備工事，給排水衛生設備工事
- ・ 不要物撤去，ハウスクリーニング

賃貸借契約等を締結した日から**1年以内**は、上限額に達するまで補助金の交付決定を受けることができます。1つの物件に対し補助上限150万円です。

補助の種類	概要
登録時改修	空き家所有者が、賃貸借契約等の締結前に、空き家登録した物件の改修を行うこと
契約後改修	空き家所有者または空き家利用者が、賃貸借契約等の締結後に、空き家登録した物件の改修を行うこと

## 対象となる人

所有者の場合 (次の条件を全て満たす人)	利用者の場合 (次の条件のどちらかにあてはまる人)
1. 補助金交付の日から <b>5年以上</b> 空き家登録することを誓約する人	1. 空き家に居住する予定の転入者または転入誓約者で、 <b>転入日以前3年間に矢掛町内に居住したことがなく</b> 、補助金の交付決定の日から <b>5年以上</b> 空き家に居住することを誓約する人
2. <b>賃貸借契約等の成立以外の理由で登録を中止しない</b> ことを誓約する人	2. 空き家に居住する予定の空き家利用者と、 <b>転入日以前3年間に矢掛町内に居住したことがなく</b> 、転入前に <b>空き家利用希望者登録台帳に登録</b> され、補助金の交付決定の日から <b>5年以上</b> 空き家に居住することを誓約する人

# 補助金申請の流れ

